

〔巻頭言〕

信託法理のわが法解釈への導入を望む

理 事 谷 口 知 平

信託法学会が創立せられて、はや7年余が過ぎた。幸いと信託諸会社、信託協会の物心両面の援助により堅実な発展を続けて来たことは、喜ばしいことであるが、信託会社の法務関係の会員の交代が多いことによって分るように、わが国では信託といえば信託法を思い、信託会社、営業信託のことを考え、われわれの日常の法律紛争に信託法理は未だ充分には親しまれていないように思われる。大正12年から、既に60余年も施行され、少なくとも法条文の上からは、信託会社にのみ適用されるとの制限はなく、日常行なわれる「一定の目的に従い財産の管理処分をなさしめるための財産権の移転処分（信託法1条）行為」に適用されるものであるのに、われわれ日常の法律紛争に信託法を適用した裁判の例が極めて少なく、また諸々の大きな信託会社は徒らに裁判を以て争うことを嫌うためか、信託の判例法理の発展が殆んど見られないことを私は遺憾に思う。

わが国の多くの大学法学部で、独法や仏法の講義がなくても、英米法の講義課目が古くから置かれている。国際貿易の実用的目的か、全く異った法体系として、わが大陸法理を対立的に考えさせる研究的目的か、この伝統的課目の設置の意義を深く考えたこともないのであるが、ただ、英米法は斯の如しということを知るだけでは聴講の意味が少ない。折角の英米法理、就中衡平法理、その中でも中核といえる信託法理はこれを成文化した信託法が存在することでもあり、その不当なところは、英・米の信託法理論の研究によって補正しながら、わが日常生活の法律的解決に法の解釈の中へ信託法理を導入することを、司法関係の実務家並びに法律学究に望みたいのである。

「信託」という語は Trust, Treuhand の訳語として、外国伝来の概念と思われ勝ちであるが、「法人」と同じように、その名はなくてもその実は、極めて古くからわが国に存在する。社寺の境内地、部落の入会山、町内の財産、家産などそれぞれ主宰者、世話人や有力代表者の名義で保有されていても、それは信徒、部落民、町内会員、家族員のための信託受託者としてであって、その所有財産の善意有償取得者以外の取得者に対しては、その財産の実質上の受益者はその取戻しを主張しうるものと解するのが、衡平な解決を得る所以である。

ところが、学界・実業界ともに、折角、信託法という制定法があるにも拘らず、法律解釈に取り入れることをせず、寄託、委任、使用貸借、通謀虚偽表示、不動産物権変動と対抗要件たる登記との関係などをめぐって細かい解釈論を展開することに終始専念しているかに思われる。

日米法学会では、英米法の学説が紹介され、具体的判例の詳細な紹介がなされている。それ自体、結構な解釈上の参考資料たることは疑いがない。しかし日本の法解釈へどのようにそれを採り入れるかを示してほしいものである。

私は、民法の研究に入るや、わが国の民法理論が法典法たる独仏法に由来していることから、これを批判的に考えるために、英米契約法の原理とか、トラストの法理の概要を、まず知る必要を思い、甚だ粗雑ながら、その考え方を採り入れて民法解釈理論を構成することを心掛けてきたけれども、大陸法理で教育された学界の賛同を容易には得られそうでない。

私は、不当利得の研究に際して、民法条文による拘束の少ないのを幸い、英米の契約法理や信託法理の導入による衡平な結論に至る解釈法理を具体的に考究しようと努めた。これは、英法理論を可なり採り入れた比較法的研究たるオーストリの Wilburg 教授の不当利得の研究に示唆されたものであった。大戦後、英米法理が独法に大きな影響を与え、von Caemmerer 教授らによって英法法理の導入による研究がなされ、それがドイツを経由して間接的にわが国の研究にも英法理論が採り入れられるようになったけれども、信託法理をもっと躊躇することなく採り入れて、新しい民法解釈論が構築されることを要望し期待したいのである。